

## 第5回盛岡市宿泊税検討委員会結果

日時：令和7年9月2日（火）15時30分

場所：盛岡市役所本庁舎別館403会議室

### 1 開会

### 2 検討事項

事務局から、盛岡市宿泊税検討委員会報告書（案）について説明し、議長（委員長）から委員に質疑、意見等を求めた。

#### ・委員

P15「5 おわりに（4）」の部分であるが、先に総務大臣同意を得た弘前市の事例も踏まえてこのような表現を加えていただいたことと思う。盛岡市において3年後に見直しを行う際には、先行自治体の状況を調査することも必要であるが、実際に宿泊事業者の手間であるとか人的オペレーションなど現場の負担がどれくらいあるのかということも、見直しの検討材料に加えていただきたい。

#### ・事務局

おっしゃる通りで、盛岡市の状況だけで検討するのではなく先行自治体の状況も踏まえながら検討してきた経緯からこのような表現としたものであるが、実際の宿泊事業者現場の声も広くお聞きしながら、より良い制度となるように見直しを行いたい。

#### ・委員

提言の内容については宿泊事業者からの意見が多く取り入れられていると感じるが、宿泊税の納税者である宿泊者（観光客）からも、どのようなニーズがあるか拾い上げて施策に反映させていただければと思う。観光客アンケートなどで、こういう部分を直して欲しいという観光客の意見があったことに宿泊税を使っていくということも必要と考える。

#### ・事務局

導入効果の検証はしっかり行っていかなければならないと考えている。検証の一つとして、宿泊税を納めていただく観光客の思いもしっかり把握しながら施策に反映していければと思う。

#### ・委員

P15「5 おわりに（1）」のイに「宿泊事業者からの意見を聞く機会を設けること」とあるが、ぜひ定期的にお願ひしたい。

#### ・事務局

意見を聞く機会については、具体的な場やスケジュールは検討中であるが、御意見も踏まえ、今後どう進めていくか考えていきたい。

・委員

P15の宿泊税の導入に係る提言は、宿泊税の使途の考え方について、納税者である観光客への制度周知・制度への理解について、そして特別徴収義務者である宿泊事業者の負担軽減についてといった内容でとてもバランス良くまとまっていると感じる。宿泊税の導入に向けて色々と検討してきた中で、検討を行った私たち委員会の手を離れて実際に制度が始まった後のことについて丁寧に触れられており、改めて、このページがこれまで議論してきたことの重要な部分であると感じる。

・委員長

委員がおっしゃったように、このページの内容が、これまで検討委員会で具体的に議論してきた重要な部分であり、委員の皆さんの思いや伝えたいことであると思うので、導入に向けてぜひ大切にしていきたい。

### 3 その他

宿泊税の導入検討における庁内関係課である財政部市民税課（相馬市民税課長）から、別添資料の「第5回宿泊税検討委員会 市民税課説明資料」に基づき、特別徴収事務に係る補助事業や制度周知、導入に向けたスケジュール等について説明し、議長（三好委員長）から委員に質疑を求めた。

・委員長

資料の「1 実施を予定している主な事業について」及び「2 制度の周知について」について、今後実際に進めていく部分だと思われるが、引き続き、宿泊税検討委員会の委員からも御意見を伺うなどしながら進めていきたい。納税者向けの広報資料の言語表記は日本語のほか英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語としているようだが、盛岡市はタイからの観光客も多かったと記憶しており、言語の選定はどのように考えたものか。

・市民税課

先行自治体の広報資料で多かったのが英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語であるが、市内における宿泊者の状況も踏まえて検討していきたい。

・委員

特別徴収事務交付金は、年1回の交付の予定か。また、令和8年度の該当の申告納入期間は10月～2月宿泊分の5か月分となるのか。

・市民税課

特別徴収事務交付金は、年1回の交付を予定している。申告納入期間は令和8年度は10月～2月分の5か月分となり、その後は3月分～翌年2月分までの12か月分となる。年度の月とは1か月ずれることとなる。

- ・ 委員

既に宿泊税の徴収を開始している先行自治体の状況でヒアリングしていることなどがもしあれば教えていただきたい。

- ・ 事務局

現時点では、既に活用事業を実施している自治体は多くはないが、今後、先行自治体の状況の情報収集にもつとめ、事業がスムーズに展開できるようにしたい。

- ・ 市民税課

特別徴収の開始にあたって先行自治体9自治体にアンケートを行ったが、徴収に係る具体的な話までは把握していない。今後情報収集に努めたい。

- ・ 委員

「2 制度の周知について」で事業者向け説明会が開催されると思われるが、温泉地では既に入湯税を特別徴収しており、例えば非課税事項の違いなど、宿泊税と入湯税とを混同しないように、異なる部分についても念頭に置きながらご説明いただければありがたい。

- ・ 市民税課

今後、特別徴収に係る事務を実際に進めていくにあたって、宿泊事業者の現場の声をお聞きしながら進めたいと考えており、宿泊税検討委員会の委員の皆様にも、マニュアルであったりQ&Aだったりの細かい部分についても直しをいただきながら一緒につくっていただければと思っている。引き続き御協力をお願いしたい。

- ・ 委員長

総務大臣協議が想定より遅れるなど今後のスケジュールがずれ込んだ場合の想定はあるか。

- ・ 市民税課

徴収開始の時期や制度周知については、正式には総務大臣の同意後に決定する事項ではあるが、協議中においても事前の準備を含め、遅れの無いように取り組みたい。令和8年10月徴収開始ということについては、総務大臣同意が多少遅れたとしても大きな影響はないものと考えている。

- ・ 委員

本日欠席の委員へは事務局から事前の説明を行ったとのことだが、何か意見等があったか。

- ・ 事務局

委員からは、宿泊税活用事業を決めていく過程について透明性を持って取り組んで欲しいという御意見をいただいた。宿泊税検討委員会報告書（案）の内容については、今回追加した部分も含めて異議がない旨お話いただいた。

- ・ 委員

この盛岡市宿泊税検討委員会報告書については、今後、盛岡市観光審議会及び市長へ報告されるという流れか。

- ・ 事務局

盛岡市宿泊税検討委員会報告書については、10月に開催を予定している盛岡市観光審議会を通して市長へ報告する予定である。

#### 4 閉 会

(16 : 15終了)

以上